

佐賀県告示第 219 号

化製場等に関する法律に基づく動物の飼養又は収容の許可を受けなければならない区域の指定(平成 16 年佐賀県告示第 767 号)の一部を次のように改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 3 月 31 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

本則中「健康福祉本部」を「健康福祉部」に改める。